

北海道告示第 11417 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 7 年 1 月 27 日までに北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 9 月 26 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロス北見

北見市桜町 6 丁目 2 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

交洋不動産株式会社 代表取締役 阿部 勝義

札幌市中央区大通西 3 丁目 7 番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

交洋不動産株式会社 代表取締役 東原 康光

札幌市中央区大通西 3 丁目 7 番地

(変更後)

交洋不動産株式会社 代表取締役 阿部 勝義

札幌市中央区大通西 3 丁目 7 番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社道東アークス	代表取締役 篠原 肇	北見市卸町 3 丁目 3 番地 3
株式会社タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町 1 丁目 32 番地 13 号
有限会社雄邦産商	代表取締役 吉野 淳	旭川市春光 7 条 9 丁目 5 番 21 号
株式会社ヤマヨシ	代表取締役 金林 史敏	北見市西三輪 3 丁目 737 番地 63
株式会社浅川商会	代表取締役 浅川 正紳	釧路市錦町 4 丁目 3 番地 6
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社道東アークス	代表取締役 北野 達志	北見市卸町3丁目7番地2	(ア)
株式会社タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町1丁目32番13号	
有限会社雄邦産商	代表取締役 吉野 淳	旭川市春光7条9丁目5番21号	
株式会社ヤマヨシ	代表取締役 金林 史敏	北見市西三輪3丁目737番地63	
株式会社浅川商会	代表取締役 浅川 正紳	釧路市錦町4丁目3番地6	
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目22番7号	

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 令和5年6月27日

上記(3)イ 令和5年12月11日、令和6年5月16日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 代表者変更のため

上記(3)イ 住所変更及び代表者変更のため

2 届出年月日

令和6年9月13日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年9月26日(木)から令和7年1月27日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで